



代理人制度 (ベトナム編)

1. ベトナムの代理人制度

ベトナムの弁理士は、特許弁理士と商標弁理士とが区別されたておらず、日本と同様に、ベトナム特許庁（以下「NOIP¹」という）に対する手続全般の代理業務を行うことができます。なお、弁理士資格を有していない弁護士は、NOIPに対する手続の代理業務を行うことはできません。

2. ベトナムの弁理士試験

ベトナムの弁理士試験は、隔年で開催されます。試験の難易度は毎回上がっており、合格率は減少傾向が続いています。直近の合格率は約20%でした。

2.1. 受験資格

弁理士試験を受験するためには、次の要件を満たす必要があります（ベトナム知的財産法155条(2)）。

- ベトナム市民であること
- ベトナムに恒久的に居住していること
- 大学の学位を持っていること
- 5年以上の継続した実務経験（ベトナムの特許事務所での経験、NOIPでの審査官の経験、外国の特許庁（例えば、日本特許庁）での経験、および、外国の特許事務所での経験を含む）のいずれかを有すること
- トレーニングコースを修了したこと
- 公務員でないこと²

なお、技術的バックグラウンドは不要なので、技術的知識に乏しい弁理士もいます。特に、特許の手続の代理を依頼する際には、弁理士資格だけでなく、技術的バックグラウンドの有無も確認した方がよいでしょう。

2.2. 試験科目

弁理士試験では、産業財産権の取得と保護に関する国内法および条約の知識が試されます。

試験科目毎の出題範囲は次のとおりです。

（試験時間：180分）

試験科目	出題範囲	配点
産業財産権法	知的財産（知的財産権の取得と保護）に関する法律事項。	10
特許 実用新案	発明に関する出願手続（明細書、クレームの作成）、中間処理（意見書、補正書の作成）。	10
意匠	意匠に関する出願手続、中間処理。	10
商標 地理的表示	商標、地理的表示に関する出願手続、中間処理。	10
サーチ	産業財産権に関する情報の検索、産業財産権の取得と保護のための情報の活用。	10

〈図1 ベトナム弁理士試験の概要〉

2.3. 受験環境

大半の受験生は働きながら勉強しています。日本と異なり、予備校はありません。したがって、受験生は独学で試験対策を行っています。過去問³をベースに勉強する手法が一般的です。

試験は、首都ハノイ⁴の他に、ダナンおよびホーチミンでも行われます。

受験生は、写真付の身分証明書（例えば、運転免許証、パスポート、IDカード等）を持参して、ベトナム特許庁が指定した時間までに受験会場に入らなければいけません。試験開始から15分が経過すると、受験することはできません。無事に受験会場に到着することが最初の関門です。

条文集やIPC分類表等の私物の資料の持ち込みは認められています。一方、携帯電話等の通信機器の持ち込みは禁じられています。

試験時間の3分の2が経過すると、退出することができます（ここで退出できる人は稀ですが…）。

合格ラインは、各試験で5割です。

2.4. 合否

合否が決まると、NOIPから結果が通知されます。合格者にとっては、この通知が合格証書となります。

残念ながら不合格の通知を受け取った受験生も、通知の日から30日以内に限り、結果の見直し（つまり、不合格の撤回）を要求することができます。この要求は、有料です。念願叶って結果が覆った場合、要求の際に支払った費用は返還されます。一方、あえなく、要求が却下（つまり、不合格が維持）された場合、当該費用は返還されません。この場合、不合格と出費のダブルパンチを喰らいます。不合格の通知を受けたときに撤回を要求するかどうかは、判断に迷うところです。

3. むすび

ベトナムの代理人制度は、まだまだ発展途上です。しかし、諸外国からのASEANへの注目の高まりと共に、代理人制度を含むシステムの整備が進んでいます。今後、日本からの出願も増加することが見込まれていますので、既に弁理士資格を取得している私も、日本企業をはじめとする先進国の企業からの要望に応えるべく、日々の研鑽が欠かせませ

ん。

- 1 NOIP: National Office of Intellectual Property of Vietnam
- 2 NOIPの審査官が受験するには、NOIPを退官する必要がある。
- 3 NOIPのWebサイトからダウンロードできる。
- 4 NOIPのオフィスがある。

筆者紹介

Đỗ Thị Mỹ Liên

(Ms. Thi My Lien DO(チー・ミー・リーエン))

GIP ASEAN ベトナムオフィス (Havip Intellectual Property Group) 所属。

1976年ハノイ生まれ。専門は特許、意匠、商標。2001年より知的財産分野のキャリアをスタート。2004年ベトナム弁理士試験合格。2007年、2014年JPOのトレーニングプログラムで来日。2013年よりUnited GIPsに参加。

<http://gip-asean.com/>

<http://www.havip.com.vn/>

編集者紹介

木本大介 (きもと・だいすけ)

日本弁理士、GIP Tokyo所属。1977年神奈川県生まれ。2003年上智大学大学院理工学研究科電気電子工学修了。専門は通信、エレクトロニクス及びコンピュータソフトウェア。2005年弁理士試験合格。企業（知財部）3年、特許事務所7年の経験を経て、新興国における日本企業の知財活動をサポートしたいとの思いから2013年7月より現職。趣味はゴルフ。好きな言葉は「人生・仕事の結果＝考え方×熱意×能力」（稲盛和夫（2012）『生き方』より）。

<http://www.giplaw-tokyo.co.jp/jp/>